

マイナンバーカード

自宅訪問申請サービス



市役所に行かなくても、申請から受け取りまで可

お1人から
申請OK!

写真撮影
無料

カードは
ご自宅へ郵送!

簡単！手続きの流れ

①予約



②必要な書類準備



③本人確認と写真撮影



④郵送でお受け取り



病気や障がい、要介護等により外出困難な人を対象に
申請のお手伝いをします。

できあがったカードは、簡易書留にてご自宅に郵送します。

※身体を動かすことが困難な人については、介助者等の同席を必ずお願いします。

※15歳未満または成年後見制度をご利用の場合は、法定代理人の同席をお願いします。

※同居のご家族も一緒に申請が可能です。（浅口市に住民登録のある人）

訪問時間

平日 10:00～ 13:30～ 15:30～

対象者

外出困難な浅口市民の人で、
新規にマイナンバーカードを申請する人

必要なもの

- ・QRコード付交付申請書（持っている人のみ）
- ・本人確認書類（裏面参照）
- ・通知カード※または個人番号通知書
※紛失した人は紛失届を記入していただきます。
- ・住民基本台帳カード（持っている人のみ）

予約受付

希望日の7日前まで



【問い合わせ・予約先】

浅口市役所 市民課 TEL：0865-44-9042

受付時間：9時から16時30分（平日）



★申し込みに当たっての条件（すべての条件を満たすこと）

（1）訪問先の自宅が浅口市内であること。

- (2) 申請から2か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。
- (3) 申請者本人が（15歳未満または成年後見制度をご利用の人は、法定代理人とともに）自宅にいること。
※施設などに入所されている人もご相談ください。
- (4) 外国人住民の人は、在留期限が2か月以上あること。
- (5) 介護等が必要な場合、同席している介助者等が行ってください。

★申請時に必要となる書類

- (1) 本人確認書類の原本。詳細は下記をご覧ください。
- (2) 通知カード（カードを郵送交付できる場合は、原本を回収します）
※紛失した人は、紛失届を記入していただきます。
- (3) 15歳未満の場合、法定代理人の本人確認書類及び法定代理人であることを確認できる書類の原本（法定代理人が同一世帯の場合は不要）
- (4) 成年後見制度をご利用の場合、法定代理人の本人確認書類及び権限を確認できる書類の原本
- (5) 住民基本台帳カード（お持ちの人のみ。カードを郵送交付できる場合は、原本を回収します）

●本人確認書類の一覧（有効期限内及び氏名・住所等が変更済みのものに限る）	
A	運転免許証・運転経歴証明書（平成24年4月以降発行のものに限る）・ パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・ 在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮滞在許可書など
B	健康保険の資格確認書・介護保険証・限度額認定証・年金手帳（年金証書）・医療受給者証 ・社員証・児童扶養手当証書・生活保護受給者証・住所が記載された預金通帳など
※本人確認書類が不足する場合も申請は可能ですが、マイナンバーカードをご自宅へ郵送することができないため、窓口でのお受け取りとなります。	

- カードの郵便交付（簡易書留）が可能となる本人確認書類の組み合わせ
 - ・通知カードをお持ちの人 Aから1点、または、Bから2点
 - ・通知カードをお持ちでない人 Aから2点またはA・Bから各1点
 ※上記の書類が揃わない場合は、照会回答書を準備させていただきますのでご相談ください。
（照会回答書は申込後、郵送で送らせていただきます。）

★予約申込時の注意点

- (1) 訪問希望日の7日前までにお申し込みください。
- (2) 申請者の住所、氏名、生年月日等、訪問申請に必要な情報
（自宅または付近に無料の駐車スペースがある等）をお聞きます。
- (3) 土日祝日、年末年始は申し込みができません。

★その他

- (1) 感染症予防対策をお願いします。
- (2) マイナンバーカードは申請してから完成までに1か月程度かかります。
- (3) 写真撮影用の背景及びカメラは、職員が持参します。
- (4) 「暗証番号設定依頼書※」を記入していただきます。

※あらかじめ、数字4桁の暗証番号と、英数字を混ぜた6文字以上16文字以下の暗証番号を決めておいてください。